



社団法人 静岡県山林協会



“森林資源を積極的に活かした森林づくり”を進めよう!



© 静岡県

INDEX

本誌はホームページでも掲載しております。是非ご覧下さい。URL : <http://www.moritohito.jp>

2 本部情報

第29回通常総会開催

3 支部だより①

海と緑と笑顔がきらり輝く御前崎

4 支部だより②

富士森林再生プロジェクト実施から7年目の成果

5 県庁だより①

富士山西麓田貫湖畔で自然ふれあい体験しませんか

6 県庁だより②

静岡県の自然公園

7 県庁だより③

年代記風 静岡県産材の需要拡大と今後

8 本部情報

▶新役員のお知らせ

▶公益法人制度改革に向けて

8 事務局だより



この用紙は、間伐材を原料としております。

本部情報

(社) 静岡県山林協会 第29回通常総会開催

連日猛暑が続いた8月27日、第29回通常総会が行われました。

会員をはじめ、県議会議員、国・県の行政機関等の皆様のご出席を賜り、総会を終えることが出来ました。

総会は、小嶋会長挨拶、来賓祝辞に続き、杉山陽一県木連会長様が議長に選任され議事に入り、提出議案が審議され、全て原案どおり承認されました。

小嶋会長挨拶

本日は、第29回通常総会を開催しましたところ、会員の皆様、そして、県知事、県議会議長様をはじめとする来賓の皆様にも御出席いただき、ありがとうございます。

さて、今日の開催の主旨は、21年度の事業報告、22年度の事業計画などをご審議していただきますが、今回は他に公益社団法人への認定申請やそれに伴う定款の変更も議案として提出しますので、よろしくお願ひ致します。

さて、森林・林業を取り巻く情勢は、国産材の自給率は24%まで回復しておりますが、木材需要が低迷している中で、依然として環境は厳しいと思います。

その難局を開拓するために官民一体となって低コスト作業システムの導入や、林業事業体や林業技術者の育成、木材利用やバイオマス利用の促進に力を尽くしているところであります。

また、国が率先して低層公共建築物の木造化や木質化に努め、必要な施策を総合的に展開することによって、木材需要の効果的な拡大を目指す法律が出来まして、その効果に期待をすることであります。

なお、先月『ティンバライズ建築展 都市木造のフロンティア in 静岡』を開催したところ、多くの皆さん、特に、

設計業に関わる皆さんに大変関心を示されました。この様に、都市の新しい木造建築の可能性を地方から発信していくことも大切です。これからも、お互いに力を合わせて行きましょう。

来賓挨拶

静岡県知事

川勝 平太 氏

(代読 交通基盤部部長代理)

築瀬 満 氏



貴協会は、発足以来、森林・林業に関する幅広い取組を通して、県土の保全と山村の振興に大きな役割を果たしてこられましたが、皆様のこの間の御尽力に深く敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

本県は、森林資源が成熟しており、この資源を有効に活かすため、需要と供給の一体的な創造や効率的な木材生産システムの構築などに取組み、県産材の増産を目指してきました。

こうしたなか、農林水産省は、昨年12月に「森林・林業再生プラン」を発表し、コンクリート社会から木の社会への転換を図るために、森林資源を最大限に活用し、10年後には国産材自給率50%以上を目指すことを示しました。

本県といたしましても、施設の集約化、施設プランを提案できる人材の育成、そして施設の効率化と環境に配慮した道づくりなど一連の取組をより一層促進し、県産材の安定供給による地産地消を進めております。

また、平成24年秋に本県で開催する「第36回全国育樹祭」につきましては、本祭典を通じて、「森林資源の活用」とそのための「人づくり」の必要性を全国に呼びかけていくこととしており、その開催準備を進めております。

こうした県の取組に、会員の皆様の御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

県議会議長
天野進吾 氏

(代読 県議会建設委員長)

池谷晴一氏



静岡県山林協会におか

れましては日頃から森林保全や林業の振興のため多大なご尽力をいただいておりますことに対し、深い敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、森林は二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や空気の浄化作用など、環境保全に対する役割に大きな期待が寄せられております。また、近年、全国各地で集中豪雨による土砂崩れや洪水などの被害が増加する中、森林の果たす役割が改めて注目されております。

そこで本県では、県民共有の財産である森林を将来に亘って適切に管理していくため、森の力再生事業や森づくり県民大作戦などの事業を行い、荒廃した森林の整備や県民と連携した森づくりを進めておりますが、こうした事業を円滑に進めていくために今後、山林協会の果たす役割は益々重要になってくるものと考えております。

県議会といたしても、森林の公益的機能の確保と本県林業の発展のため引き続き積極的に支援をして参る所存でございますので、どうか皆様におかれましてもより一層のご尽力をお願い申し上げます。

閉会の辞

副会長

菊地 豊 氏



長時間に亘るご審議、
どうも苦労さまでした。

私は16日から5日間生まれて初めて中国上海、広州に参りました。これまで約30カ国の中を見て参りましたが、こんなにエネルギー不足な国を初めて見ました。この国には10億を超える人口があり、そしてそれと同じ規模での産業成長がインドでも続いているわけです。

つまり木材は必ず不足します。それまで我々の力が尽きないように、伊豆の山がシカに負けないように頑張って参りますので、皆さん、力を合わせて、これからも頑張りましょう。

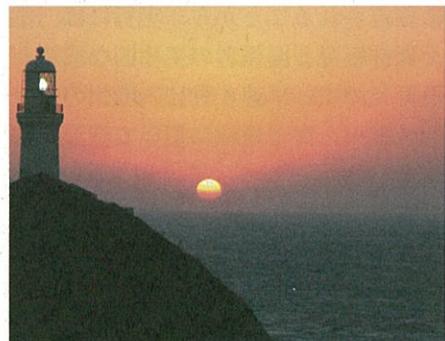
支部だより①

海と緑と笑顔がきらり輝く御前崎 ～豊かな自然を後世に伝える！～

御前崎市 農林水産課

遠州灘海岸にある松林は御前崎市民にとっては深い繋がりがあります。自然環境が変わっていく中、美しい松林や砂丘を是非後世に残していきたいという願いを御前崎市農林水産課から紹介していただきました。

御前崎市の魅力



御前崎市は、静岡県最南端の岬に位置し、北部は牧之原台地から続く広陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然に恵まれたところです。

市は、東西約14km、南北約12kmにわたり面積は65.85km²、人口約36,000人の小さな市ですが、遠州灘と駿河湾に囲まれた温暖な海洋性気候で、日本屈指の日照量を誇り、太陽の恩恵を受け、品質の良い農作物が育つ

環境もあります。茶産地として周知されている「御前崎茶」は、静岡県でもっとも早いお茶の摘み取りが可能で、香りの良さや味の爽やかさという特徴を持っています。

一方、御前崎港には多目的国際ターミナルがあり、5万トン級のコンテナ一船が接岸できるマイナス14m岸壁や埠頭、ガントリークレーン2基を備え、物流の輸送を担っています。昨年開港した富士山静岡空港によって、陸・海・空の物流の新しい時代が期待されています。

森林の土壤を豊かに

荒廃した森林を再生するために、県では平成18年から森林（もり）づくり県民税を導入し、この税を財源とする「森の力再生事業」を展開している中、ここ御前崎では、4年間で約26haの森林を整備しています。ヒノキやスギを伐採して光を呼び込

み、広葉樹の自然発生を促しています。

この事業で、近年の異常な気象の変化の一つである集中豪雨等による土砂災害の防止や水源のかん養など、森林として重要な機能を回復した「森の力」を期待します。



復元される防災林

遠州灘海岸に白砂青松といわれるほど美しい砂浜や松林があり、その松林は飛砂防備保安林に指定され、風や飛砂などの害から住宅や道路、市民の生活を守る重要な役目を果たしています。

しかし、ここ数年、松くい虫等で多くの松林を失い、平成19年度から21年度の3年間に、企業や地元の自治会、保全林管理組合など多くの市民ボランティアによって、抵抗性クロマツや広葉樹を植樹しました。地域や住民にとって大切な防災林の復元を図ることによって松林の保全に対する意識の高揚、さらには保安林内に生息する豊かな自然を大切にする心を養いました。

今年の10月末に地域主催による、保安林まつりの開催を計画しています。美しい松林や砂丘など、豊かな自然を後世に伝えていくことと思います。



▲ボランティア植樹



▲森の力再生事業

“提案型集約施業の展開状況” 富士森林再生プロジェクト実施から7年目の成果

富士農林事務所 森林整備課

富士地域では、富士森林再生プロジェクトを契機に、提案型集約化施業の推進に取組んできました。これまでの取組み状況について紹介していただきました。

提案型集約化施業導入の経緯

今では当たり前のように聞かれるようになった提案型集約化施業が、富士地域に導入されたのは、平成16年に遡ります。そもそも15年2月に経済同友会が発表した「森林再生等のための21世紀グリーンプラン」を実践するためのモデルとして富士地域が選定されたことが発端となっています。

モデル事業の目的は、小規模分散している森林を団地化することで規模の拡大による施業の低コスト化を図るとともに、森林組合が森林プランナーとなることで、地域林業の再生を牽引することができ期待されていました。

提案型集約化施業を先進的に実施していた京都日吉町森林組合の手法を取り入れ、産官の協働により、組合の活動をサポートする、プロジェクト方式が展開されました。

プロジェクト発足当初は、組合側も試行錯誤の連続で、慣れない手法に戸惑いもありましたが、木材の売上金の一部が所有者へ返還できるようになると、提案型集約化施業の進め方に見通しがつき、組合活動を活発化するための手段として期待できるようになりました。

提案型集約化施業定着までの歩み

プロジェクト終了後は、組合が独立で提案型集約化施業に取組むことになりました。順調に拡大すると見られた提案型集約化施業ですが、次第に陰りが見え始めます。一つには木材価格の下落です。19年度の木材価格は16年度

の8割以下となり、スギ間伐材では、利益を見込めない状況に陥りました。

また、プロジェクト当初は、一定の規模にある財産区を対象としていたことから、容易に取組めたのに対し、有利な条件の森林が一巡し、小規模分散した森林をまとめる必要が出てきました。25haの森林で22人の所有者が存在する例も出るなど、同意の取りまとめや、複数の見積書の作成、所有者毎の売上清算等の事務量の増大による負担が大きくなりました。



▲林家へ施業の集約化を提案する富士森林組合

さらに、プランナーとして活躍していたベテラン職員の退職や協力事業体との関係が悪化するなど組合内部が混乱する事態も生じました。様々な問題が一機に噴出し、組合の経営改革が待ったなしの状況に追い込まれました。

組合では、事務職員の増員や常務理事の設置により、事務能力の向上や契約関係の透明性を高めるなど組織改革が進められました。また生産性分析に基づく見積積算の改善や作業の機械化等により、一層の低コストな素材生産体制を目指した結果、収支が改善され、再び所有者の同意をいただけるようになりました。

なりました。

これまでの提案型集約化施業による累計実績は10団地146haとなり、4,200万円を所有者に還元するとともに、組合の扱う素材生産量は年間26千m³に拡大しました。

森林・林業再生プラン実践事業の指定

22年2月林野庁は木材生産コストの低減に意欲的な地域として富士地域を、「森林・林業再生プラン実践事業」の実証地に選定しました。この事業は先進林業国並に生産性の高い林業を実現するため、欧州型の林業システムを導入する実証実験です。

事業主体は県森連ですが、富士地域に限定されることから、実行には、富士森林組合と関係者の主体的な取組が不可欠です。早速4月に、欧州のオーレスターを富士地域に招いて指導を仰ぎました。

欧州の先進的な考えが披露され、地域を大いに刺激するとともに、整備面積200ha、路網開設30kmの事業計画達成に向けた取組が、急ピッチで進んでいます。

林業再生に向けた森林組合への期待と今後の展望

国内林業を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。新興国の木材需要の拡大を受けて、木材の輸入環境が厳しくなり、外材依存の木材産業に国産材回帰の動きが広がっています。大規模な施設を設置しているこれらの木材産業は、大ロットでの供給を求めていますが、小規模経営にある林家個々での対応には限界があります。林家の意向を受けて施業集約した森林組合が供給者として機能することが期待されています。

富士森林組合の役職員も期待に応えるべく、意欲的に取組んでいます。22年1月からは、組合事務所が新しく開設され、心機一転しての事業運営が続けられています。

農林事務所では、今後も地域林業の担い手として森林組合をサポートしていきたいと思います。

県庁だより①

富士山西麓田貫湖畔で自然ふれあい体験しませんか ～田貫湖ふれあい自然塾～

県くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課

静岡県の豊かな自然は、次の世代に残すべき貴重なものであると同時に、優れた自然体験のできる絶好の場でもあります。今回は、富士山周辺の自然を人々に伝える役割を果たす「田貫湖ふれあい自然塾」(富士宮市佐折)を紹介します。

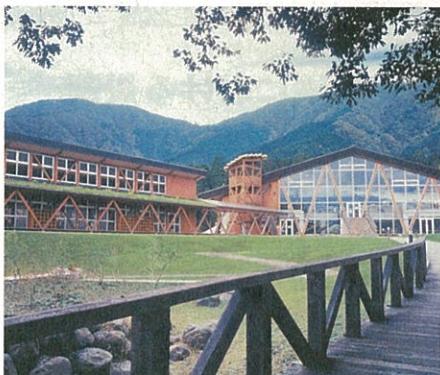
概要

田貫湖ふれあい自然塾（以下、自然塾）は、富士箱根伊豆国立公園内富士山西麓の田貫湖畔に環境省初の自然学校として平成12年7月にオープンし、今年度で11年目になります。来館者は年間12万人ほどで、今年5月に延べ120万人を突破しました。自然塾の施設は、自然体験ハウス・レクチャー棟・野外ステージ・宿泊用コテージ（20棟）・散策路などからなり、自然体験ハウス等の施設には、太陽光発電、屋根緑化、自然の力を利用した冷暖房や雨水利用など自然と共生する仕掛けが工夫されています。静岡県は、開設当初から関わり、施設整備については観光レクリエーション室（現観光政策課）が環境省の委任を受けて施工しました。

また、施設の運営組織として、自然塾運営協議会と自然体験ハウス運営会が組織され、環境省、静岡県、富士宮市、（財）休暇村協会などが施設の運営にあたっています。（なお、自然体験ハウスの運営や体験プログラムの実施について今年度はNPO法人ホールアース研究所が受託しています。）



自然塾は、富士山周辺の豊かな自然を活かした良質な自然体験の提供を通じて、楽しみながら学び、環境保全への関心を高めて行動するための機会を提供していく施設です。自然塾では、自然とのふれあいを共感できるよう専門のトレーニングを積んだスタッフが、自然の楽しさや不思議さに気づき、触れることができるよう、参加しやすく開かれた場の提供を心掛けています。



ふれあい体験

自然塾では、館内に入ると大きなクマが出迎えてくれます。その他にもコウモリ、ムササビ、巨大なクモなど、触ったり動かしたりして遊ぶことできる動物たちが目を引きます。

季節の自然情報のコーナーでは、スタッフ手作りの触って体験できる展示がテーマごとにあり、しかも展示品は毎月変わるため、それを楽しみに来館する方も多いいらっしゃいます。

館内には生き物や富士山のことが学べるクイズがたくさん隠されており、探しながら自然の不思議に迫ることができます。

また、昔遊び（けん玉、コマ、メンコ）、けんすい体験、ロープ登りなど、来館者自身で挑戦できるものもたくさんあります。特に決まった見学の流れはなく、自由に遊べる仕掛けが数多く用意されています。スタッフは動物や植物等についての説明をしたり、一緒に遊んだりして、来館者とのふれあいを大切にしています。

自然塾では、自然体験プログラムを大きな柱のひとつとしており、毎日体験ができるようになっています。無料体験プログラムとしては、富士山のことを知る「富士山クイズ」や施設内の溶岩ジオラマ洞窟を使った「館内青木ヶ原樹海と洞窟探検」、旬の自然を実際に観察する「季節の自然さんぽ」、環境問題として関心の高いテーマをプログラム化した「地球温暖化クイズ」などがあります。



また、有料のプログラムも提供しており、「富士山の溶岩洞窟探検」や「湧水沢あそび」、「富士山まるごとトレッキング」、「野菜まるかじり教室」、「親子でなぞとき宝探し」、「親子自然探偵団」など本格的な体験もできます。

さらに、目的なく訪れた方が気軽に体験できる「丸太切りジクソーパズル」や「マイエコバック作り」、「火おこし教室」、「ロープの結び方教室」なども実施しています。

来館者の1人1人が、自然の楽しみ方や不思議さを体験できるように、毎日何らかのプログラムが用意されていますので田貫湖や周辺施設にお出かけの際には、是非、自然塾にもお寄りください。

【田貫湖ふれあい自然塾】

休館日：月曜（祝日の場合は翌日）
TEL：0544-54-5410/FAX：0544-54-6400
URL：<http://www.tanuki-ko.gr.jp>
E-mail：info@tanuki-ko.gr.jp

静岡県の自然公園

県くらし・環境部 環境局 自然保護課

自然保護課からは、自然公園における規制と今年4月から施行されている改正点について紹介していただきました。

優れた自然の風景地

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図るために、自然公園法又は静岡県立自然公園条例によって指定している地域をいいます。自然公園には、国立公園、国定公園及び静岡県立自然公園の3種類があり、指定や管理の主体は違いますが、豊かな自然に恵まれた本県内には、7ヶ所の自然公園があり、総面積は83,777ha、県土の約10.8%を占めています。

また、自然公園の利用者数も全国有数であり、7ヶ所合計では延べ約9600万人（平成20年度実績）となっています。



写真-1 富士箱根伊豆国立公園（田貫湖）

自然公園における規制

自然公園は、土地の所有形態に関係ない地域制公園として指定されており、その多くは民有地となっています。土地所有者であっても何らかの行為を行う場合、許可等が必要となる場合があります。

また、その風景を維持するため地域ごとに制限が分かれており、「特別保護地区」、「特別地域（第1種、第2種、第3種）」、「普通地域」に区分され、それぞれの地域ごとに一定の行為を制限しています。最も重要な地域として規



写真-2 南アルプス国立公園（赤石岳）

制が強い特別保護地区は、県内では富士山や南アルプスの山頂付近等一部に限られますが、地区内では立木の伐採や植物の採取はもちろん落葉を拾うこと等も規制されています。

特別地域内においても、保育のための間伐等一部の行為を除き、工作物の新築や立木の伐採等を行う場合には許可が必要となりますので御注意ください。（詳細は、県自然保護課までお問い合わせください。）



図-1 県内の自然公園の配置

生物多様性保全のための自然公園法改正

もともと、自然公園は優れた風景地を保護することを目的としていますが、生物多様性の保全に対する国民的要請の拡大から、自然公園が生物多様性保全の重要な地域としての役割を積極的に担っていくこととし、平成21年6月に自然公園法が改正され、平成22年4月から施行されました。改正の主な内容は次の5つとなっています。

- (1) 法の目的に生物の多様性の確保に寄与することを追加
- (2) 生態系に被害を及ぼす動植物の放出等に対応するため規制の追加
- (3) 海域における保全施策の充実のため、海域公園地区制度等の創設
- (4) 増加したニホンジカや外来種等による在来の動植物への影響に対応するため生態系維持回復事業の創設
- (5) 公園事業の執行に関する規定の整備

静岡県が管理する県立自然公園についても、本年度中に条例を改正し、同等の制度とすることとしています。今後、段階に応じて県民の皆様の意見を伺いつつ進めていくこととなりますので、御協力をお願いします。

表-1 自然公園の指定状況（平成22年9月1日現在）及び利用状況（平成20年度）

区分	名称	面積(ha)	利用者数(千人)(平成20年度)
国立公園	富士箱根伊豆	46,693	64,217
	南アルプス	3,387	14
国定公園	天竜奥三河	4,838	2,686
県立自然公園	浜名湖	16,708	7,845
	日本平・三保の松原	1,991	14,434
	奥大井	8,531	1,719
	御前崎遠州灘	1,629	5,304
合 計		83,777	96,219

（注）利用者数については、平成20年における本県内地域の利用者数（環境省調べ）

表-2 自然公園の種類

種類	指 定 等	管 理
国立公園	我が国の風景を代表するとともに、世界的にも誇りのある傑出した自然の風景地であり、自然公園法により環境大臣が指定したもの。	国
国定公園	国立公園の景観に準じる傑出した自然の風景地であり、自然公園法により都道府県知事が申し出て、環境大臣が指定したもの。	県
県立自然公園	県の風景を代表する結集した自然の風景地であり、静岡県立自然公園条例により静岡県知事が指定したもの。	県

県 庁 だより③

年代記風 静岡県産材の需要拡大と今後

県経済産業部 林業振興課

林業振興課では、今年度より新しく「県産材利用班」を設け、A材からD材までの全ての丸太に目を向けることで、県産材の利用拡大に取組んでいます。これまで取組と今後の展開を年代記風に紹介していただきました。

やや乱暴な言い方になりますが、これまでの県内の市場の感覚では、B材以下の区分は、「木」として扱われてきませんでした。

以前から林業関係者の間で使われている丸太を区分する言葉は、「選木」、「並材」。これらは今でも県森連共販所の木材市況などで目にすることができます。

最近では関係者の間には、丸太の区分にA、B、C、Dを使うことが定着してきましたが、背景には、昭和40年代前半にかけて植林された木が大きく成長し、直材である選木、並材ばかりでなく、曲がりがあるB材以下の材を「できる限り有効に使おう」という動きなどがあります。例えば、B材は合板、集成材、LVL(単板積層材)、C材はチップ、D材は燃料などですが、A材以外の丸太を多方面、かつ積極的に利用することは、県産材の利用拡大に加え、資源の有効利用を通じて循環型社会の構築に大きく貢献します。

いさか旧聞に属しますが、平成20年3月14日、雨の中、清水港の袖師埠頭から富士山麓で伐り出されたスギ・ヒノキのB材の丸太を満載した船が九州へ向けて出港しました。このような大量の木材を、市場を通すことなく直送した例は県内では皆無でした。この丸太は水俣市の合板工場で合板となりました。

静岡県産材による合板の誕生でした。

この取組を皮切りに、天竜や富士、伊豆地域産のB材が宮城、石川県など

の工場にトレーラーで運ばれ、合板へと加工される動きが緒につきましたが、生産された合板は、「静岡県産」としてではなく、合板の「ワン・オブ・ゼム」の扱いでした。背景には、平成17年に県内で営業していた合板工場が廃業し、県産材を県内で加工する術がなくなってしまったことがあります。



▲トレーラー満載の「静岡県産材合板」

平成21年、富士地域のスギ・ヒノキの丸太を遠隔地へ輸送するための支援が森林整備加速化・林業再生事業により実施されるようになりましたが、前後して、「静岡県産材合板を住宅建築に使うこと」をアイデアとして、県産材合板に「しづおか優良木材の家総合支援制度を適用すること」への要望が高まってきた。

このような中、関係者の尽力により、平成22年度から「県産材証明」を受けた丸太により県外の施設で生産した合板を、製品検査を受けることで、しづおか優良木材としてカウントできることとなりました。

また、県産材LVLの開発も進みつつあり、これをツー・バイ・フォー工法の枠材として用いることにより、県産材合板のパネルと合わせた「オール静岡県

産材2×4住宅」の誕生も秒読みとなっております。

本年度のしづおか優良木材の家総合支援事業は7月までに、募集枠に対して2.4倍もの応募があり、例年以上に好評を博しておりますが、今年からは県産材合板に加え、県産材証明を受けたJAS、JIS製品をしづおか優良木材の家総合支援事業の対象とすることとしており、近い将来、柱や下地材ばかりでなく、屋根裏、縁の下など、姿かたちは違っても木造住宅のあちらこちらで県産材が使われていくことでしょう。

現在、策定の作業を進めている新産業ビジョンでは、県産材の生産量を平成25年に45万立方メートルとすることを目指しております。これには、「木を使えるところは木で」や、A材に加え、「B、C、D材の積極利用」、さらに、「木ならば県産材」という意識を皆が念頭におくことが大切です。また、本年5月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が可決成立しましたが、県では、第3期「しづおか木使い推進プラン」を策定するとともに、市町との連携を強化し、公共部門でも県産材の利用拡大を加速させていきたいと考えております。

そして、このようにして「県産材を使おう」という機運が醸成されれば、「我が意を得たり」というところですが、一旦、「県産材を使いたい」という注文があれば、質・量とも適確、迅速に応える必要があるのは当然のことです。これには、川上から川下までの関係者が一丸となることが求められるところです。

林業振興課では、本年度新設された「県産材利用班」をキャップとして多方面への働きかけを強化するなど、率先して県産材の利用拡大に取組んでおります。

今後とも、A材からD材まですべての木材に目を向け、合板やLVLに加え、集成材や家具の原材料、つき板、バイオマス利用、等々、「使えるもの、使えるところ、すべて」という意気込みで、静岡県産材の需要拡大を図っていきたいと思います。

新役員のお知らせ

先にお知らせしました通り、7月の理事会において、菊地 豊伊豆市長様が副会長に選出されました。

また、ご存じのとおり8月の通常総会では、相馬宏行河津町長、鈴木貞光伊豆森林組合長、小室直義富士宮市長、佐藤公敏川根本町長の皆様が新たに理事に選出されました。

当協会も、不特定かつ多数の県民の利益の増進に寄与する公益社団法人を目指して、従来の取り組みをより一層充実させるべき重要な時期を迎えておりますことから、役員の皆様、宜しくお願ひ致します。

(役員名簿)

会長	小嶋善吉	静岡市長
副会長	菊地 豊	伊豆市長
副会長	村松藤雄	森町長
副会長	樺村純一	県森林組合連合会長
理事	相馬宏行	河津町長
理事	藤井武彦	西伊豆町長
理事	鈴木貞光	伊豆森林組合長
理事	小池政臣	三島市長
理事	下山哲夫	愛鷹山森林組合長
理事	小室直義	富士宮市長
理事	渡井正孝	富士市森林組合長
理事	鈴木英次	静岡市森林組合長
理事	北村正平	藤枝市長
理事	佐藤公敏	川根本町長
理事	渡辺恭男	森林組合おおいがわ組合長
理事	渡部 修	磐田市長
理事	石原茂雄	御前崎市長
理事	鈴木康友	浜松市長
理事	三上 元	湖西市長
理事	青山喜宥	天竜森林組合長
理事	杉山陽一	県木材協同組合連合会長
理事	狩野 宏	(社)静岡県林業会議所理事
理事	小松敏行	(社)静岡県山林協会事務局長
監事	大橋俊二	裾野市長
監事	桜井勝郎	島田市長
監事	岡本 均	春野森林組合長

(注) 強調は新副会長、新役員

公益法人制度改革に向けて

8月27日に開催された「第29回通常総会」では、当協会の今後の方向を定める重要な決議が二つなされました。

公益社団法人への認定申請を決議

平成20年12月1日に公益法人制度改革三法が施行され、既存の公益法人は平成25年11月30日までに、「公益社団法人」か「一般社団法人」の何れかに移行する必要があります。

当協会においては、これまで、公益社団法人へ移行することを前提に、県森林計画課の指導、理事会での検討及び昨年総会での承認を経て、会計処理方法を「新公益法人会計システム」に変更し、事業区分を「森林の保全の推進」、「山村及び林業の振興」、「森林整備の担い手の育成」に再編するなど、その準備を進めてきました。

そして、この度の通常総会で、協会目的の「県土の保全と山村の振興を図って県民の福祉と県勢の発展に寄与する」を鑑みて、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業」を主に展開する公益社団法人への移行が相応しいことから、県知事に公益社団法人への認定申請を行うことが決議されました。

新定款の決議

また、申請書には、公益社団法人用の定款を添付する必要がありますことから、併せて新定款が決議されました。

新定款は、関係法に則して全面改正しますが、内容については、現定款を基に必要最小限の変更にとどめました。

主な変更点は、

- ① 理事数は17名以上23名以内
(現行:20人以上25人以内)
 - ② 理事会は本人出席のみ有効
(現行:代理出席・委任可)
 - ③ 事業計画及び収支予算は理事会の承認権限(現行:総会承認権限)
 - ④ 解散等の特別決議は総会員の3分の2以上(現行:4分の3以上)
- などです。

今後、申請書の提出、県法務文書課の審査、有識者審議会の判断を経ますので、認定を受ける時期は定かではありませんが、決議された「公益社団法人 静岡県山林協会定款」は、知事から認定を受けた後、設立登記した日から施行されることになります。

これからも、会員をはじめ多くの県民の皆様の期待に応え得る公益法人として、「県土の保全と山村の振興」に努力してまいりますので、皆様のご協力をお願い致します。

事務局だより

★「暑いですねっ！」が挨拶代わりでしたが、涼しさを肌に感じる朝夕になりました。農家の方が丹精込めて作った粒の光った新米や瑞々しい果物など、実りの秋が訪れました。

一方、台風期でもありますので、裏山や川の様子も気に懸かるところです。

皆さん、ウエストにご注意を！ そして、自然災害への備えにも万全を！

★平成22年度版静岡県森林共生白書が、「森林資源を積極的に活かした森林づくりへ」と題して、県から公表されました。

我が国の木材自給率が、平成21年度には28%まで回復したとのことですが、木材需要や林業産出額は依然とし

て減少を続けているとのこと。

県では、「県産材の活用」をテーマに森林県民円卓会議を開催するなど、民間部門での利用拡大を目指す新たな動きを始めるとしておりますので、私たちも頑張りましょう。

★いよいよ、公益社団法人への移行に向けて、本格始動することになりました。市町など会員の付託や県・国などからの委託に基づく行政の代行機関として、多くの県民の福祉向上により一層貢献できるよう、決意を新たにする通常総会でした。

(小松)